

●契約概要●

楽天生命スーパー医療保険／終身医療保険 2018

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。支払事由の詳細や制限事項等やご契約の内容に関する事項の詳細については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

特徴

- ◇病気やケガによる入院、手術、放射線治療等に備える医療保険です。先進医療にも対応しています。
- ◇各種特約を付加して、病気・ケガで入院した場合、がん、急性心筋梗塞、脳卒中になった場合の一時金の確保や通院等に備えることができます。
- ◇死亡時の保障および解約した場合の払戻金はありません。

しくみ・ご契約例

以下は代表的な事例です。お申込みいただく内容については、「保険料の試算ページ」でご確認ください。

特約については、ご契約された特約のみ給付金の支払対象となります。

主契約：終身医療保険 2018・8 疾病入院支払限度拡大特則(手術給付金 I 型) 入院給付金日額:10,000 円

特約： 入院一時金特約(払戻金なし) 入院一時給付金額:10 万円

がん特約 がん診断給付金額:100 万円

急性心筋梗塞・脳卒中特約 特約給付金額:100 万円

通院特約:通院給付金日額:6,000 円

先進医療特約 2018

保険期間・保険料払込期間:終身(先進医療特約 2018 は 10 年)

保険料払込方法:月払(口座振替扱またはクレジットカード扱)

※先進医療特約 2018 の更新後の保険料は更新時の年齢および保険料率により計算されるため、変更されることがあります。

ご契約



(*)責任開始日から 90 日以内にがん(悪性新生物)・上皮内新生物と診断されても、がん診断給付金・上皮内新生物診断給付金はお支払いしません。

保障内容

※保障内容の詳細は、「ご契約のしおりー約款」でご確認ください。

◇主契約:終身医療保険 2018 (手術給付金 I 型)

給付金の種類等	支払事由等	支払額等	支払限度
①入院給付金	責任開始期以後に生じた病気(異常分娩(⇒約款別表 2)を含みます。)またはケガの治療を目的として入院(*1)したとき	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院につき 60 日、通算 1,095 日限度(*2)
②手術給付金	責任開始期以後に生じた病気またはケガの治療を目的として、次のいずれかの手術を受けたとき ①公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表(⇒約款別表 2)により手術料が算定される手術 ②公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により輸血料が算定される骨髄移植術(*3)	【入院中に受けた手術】 入院給付金日額の 20 倍 【外来手術(入院外で受けた手術)】 入院給付金日額の 5 倍	通算支払限度なし
③放射線治療給付金	責任開始期以後に生じた病気またはケガの治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表(⇒約款別表 2)により放射線治療料が算定される放射線治療(血液照射は除きます。)を受けたとき	入院給付金日額の 20 倍	60 日に 1 回限度、 通算支払限度なし
④骨髄ドナー給付金	責任開始日から 1 年を経過した日以後に骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術(*4)を受けたとき	入院給付金日額の 10 倍	通算支払限度なし
保険料の払込みの免除	責任開始期以後に生じた病気またはケガにより所定の身体障害の状態(⇒約款別表 20)に該当したとき	将来に向かって保険料の払込みを免除します。(*5)	—

(*1) 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(⇒約款別表 2)

(*2) 8 疾病入院支払限度拡大特則が付加された場合には、入院給付金の支払限度は次のとおりとなります。

3 大疾病(悪性新生物・心疾患・脳血管疾患)(⇒約款別表 18、21) による入院の場合	支払限度なし
5 疾病(糖尿病・高血圧性疾患・肝疾患・腎疾患・臍疾患)(⇒約款別表 21)による入院の場合	1回の入院につき 120 日、通算 1,095 日限度
3 大疾病・5 疾病以外の病気、ケガによる入院の場合	1回の入院につき 60 日、通算 1,095 日限度

(*3) 末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。(⇒約款別表 2)

(*4) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞または末梢血幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。(⇒約款別表 2)

(*5) 特約が付加されている場合、特約の保険料の払込みも免除します。

◇入院一時金特約(払戻金なし)

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
⑤入院一時給付金	責任開始期以後に生じた病気(異常分娩(⇒約款別表 2)を含みます。)またはケガの治療を目的として入院(*1)したとき	入院一時給付金額	通算 100 回限度

(*1) 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(⇒約款別表 2)

◇がん特約

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
⑥がん診断給付金	【1回目】 責任開始日から 90 日を経過した日の翌日以後に初めてがん(悪性新生物)(⇒約款別表 18)と診断確定されたとき 【2回目以降】 がん(悪性新生物)の治療を目的として入院(*1)したとき	がん診断給付金額	1年に1回、通算6回限度
⑦上皮内新生物診断給付金	責任開始日から 90 日を経過した日の翌日以後に初めて上皮内新生物(⇒約款別表 19)と診断確定されたとき	がん診断給付金額の 50%	1回

(*1) 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(⇒約款別表 2)

◇急性心筋梗塞・脳卒中特約

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
⑧急性心筋梗塞治療給付金	責任開始期以後に生じた急性心筋梗塞(⇒約款別表 9)の治療を目的として入院(*1)したとき	特約給付金額	1年に1回、通算6回限度
⑨脳卒中治療給付金	責任開始期以後に生じた脳卒中(⇒約款別表 9)の治療を目的として入院(*1)したとき	特約給付金額	1年に1回、通算6回限度

(*1) 入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。(⇒約款別表 2)

◇通院特約

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
⑩通院給付金	入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から 120 日以内の期間に、その入院の原因となった病気またはケガの治療を目的として通院(*1)したとき	通院給付金日額 × 通院日数	1回の入院の退院後の通院につき 30 日、通算 1,095 日限度

(*1) 通院とは、医師による治療が必要なため、所定の病院または診療所における外来、または往診により、治療を受けることをいいます。(⇒約款別表 2)

◇先進医療特約 2018

給付金の種類	支払事由	支払額	支払限度
⑪先進医療給付金	責任開始期以後に生じた病気またはケガの治療を目的として先進医療による療養(*1)を受けたとき	先進医療にかかる技術料の自己負担額と同額(*2)	通算 2,000 万円限度

(*1) 先進医療による療養とは、公的医療保険制度の法律にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいいます。先進医療ごとに決められた適応症に対し、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。(⇒約款別表 2)

(*2) 先進医療給付金の支払額には、公的医療保険制度の法律にもとづき給付の対象となる費用(自己負担部分を含みます。)、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。

給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

お支払いに際しての制限事項等

①入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> 直前の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から 180 日以内に開始した入院は、原因にかかわらず 1 回の継続した入院とみなします。直前の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から 180 日を経過して開始した入院については、新たな入院として取扱います。 同一の日に複数の支払事由に該当した場合でも、入院給付金は重複して支払いません。
②手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 次の手術については、入院給付金日額の 5 倍を支払います。ただし、入院給付金が支払われる入院中に、その入院の原因と同一の原因により受けた手術である場合に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)、切開術(皮膚、鼓膜)、骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術、抜歯、異物除去(外耳、鼻腔内)、鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)、魚の目・タコ切除術(鶴眼、胼胝切除術) 複数の手術を受けた場合でも、次の場合には支払額のもっとも高いいずれか 1 回の手術についてのみ手術給付金を支払います。 <ul style="list-style-type: none"> 同一の日に複数回の手術を受けた場合 手術料が一連の治療過程につき 1 回のみ算定される手術を受けた場合 手術料が 1 日につき算定される手術を受けた場合、その手術を受けた 1 日のみ手術給付金をお支払いします。
⑤入院一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> 直前に支払われた入院一時給付金の支払事由に該当した日から 60 日以内の入院については入院一時給付金をお支払いしません。直前に支払われた入院一時給付金の支払事由に該当した日から 60 日を経過した日の翌日以後に入院した場合、または、入院している場合が支払対象となります。ただし、継続入院の場合(継続入院の開始日前 60 日に入院一時給付金の支払事由が生じていない場合に限ります。)、入院 1 日目、60 日目で入院一時給付金をお支払いし、以後 60 日ごとにお支払いします。
⑩通院給付金	<ul style="list-style-type: none"> 入院中の通院は通院給付金の対象にはなりません。 次のいずれかに該当する場合には、通院給付金は重複して支払いません。 <ul style="list-style-type: none"> 1 日に 2 回以上通院した場合(1 回の通院とみなします。) 2 以上の事由の治療を目的として 1 回の通院をした場合
⑪先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> 加入時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた日現在において一般診療へ導入され、公的医療保険の給付対象となった場合や、承認取消などの理由により先進医療でなくなった場合は、先進医療給付金の支払対象とはなりません。 先進医療特約 2018 を更新した場合、先進医療給付金の支払限度については更新前後を継続した保険期間とみなして適用します。 先進医療特約 2018 の給付にかかる公的医療保険制度等が将来変更されたときは、主務官庁の認可を得て先進医療給付金の支払事由を変更することがあります。

その他付加できる特約について

特約	特約の内容
指定代理請求特約	<p>被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が給付金を請求することができます。</p> <p>※指定代理請求人は、次のいずれかの範囲内で 1 名を指定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*1) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*1) ⑤その他③および④の者と同等の者(*1)

(*1)当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限ります。

責任開始日から 90 日を経過した日以前にがん（悪性新生物）・上皮内新生物と診断確定されていた場合の取扱い（がん特約）

- ◇責任開始日から 90 日を経過した日以前（復活の場合は、復活の際の責任開始期前）にがん（悪性新生物）と診断確定された場合には、契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず、がん特約またはがん特約の復活は無効となります。
- ◇この場合、すでに払い込まれたがん特約の保険料（復活の場合には、復活の際の延滞保険料および復活以後の保険料）は契約者に返金します。ただし、告知前に被保険者ががん（悪性新生物）と診断確定されていた事実を契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、返金しません。
- ◇責任開始日から 90 日を経過した日以前に上皮内新生物と診断確定された場合には、上皮内新生物診断給付金はお支払いしません。この場合、がん特約またはがん特約の復活は無効とはせず、がん特約は継続します。

解約時の払戻金について

- ◇この保険は解約払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。ご契約の際には、解約払戻金がないことをご確認いただいたうえでお申込みください。

その他ご確認いただきたい事項

- ◇入院一時金特約（払戻金なし）、がん特約、急性心筋梗塞・脳卒中特約、通院特約、先進医療特約 2018 は、各特約ごとにすべての給付金が支払限度に到達した場合に消滅します。（通院特約は主契約の入院給付金が支払限度に到達した場合にも消滅します。）
- ◇当社の先進医療給付金が支払われる特約は、被保険者お1人につき 1 特約のみご契約できます。すでに他のご契約に先進医療保障のある特約を付加している場合には、先進医療特約 2018 を重複して付加することはできません。
- ◇先進医療特約 2018 は特約の保険期間満了日の 2 週間前までに契約者から更新しない旨のお申出がない限り自動的に更新されます。
- ◇この保険には死亡保険金、満期保険金および契約者配当金はありません。
- ◇この保険には契約者貸付制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。
- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口

0120-977-010 (無料)

受付時間 9:00～18:00 年末年始を除く

※当社委託先が承ります。

楽天生命保険株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山

1-2022-008 (2022.9.23)

注意喚起情報

楽天生命スーパー医療保険／終身医療保険 2018

楽天生命スーパー医療保険 戻るんです／終身医療保険 2018 健康還付特則付

楽天生命あんしんプラス（女性サポート）／女性疾病保険

楽天生命スーパーがん保険／終身がん治療保険（払戻金なし）

楽天生命スーパー終身保険／低解約払戻金型終身保険

楽天生命スーパー定期保険／1年定期保険

楽天生命認知症保険／認知症保険（払戻金なし）

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特に注意していただきたい事項やお客さまにとって不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いします。

※ご契約の内容に関する事項については、「契約概要」「ご契約のしおりー約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

1 終身医療保険 2018 健康還付特則付に加入する場合には、以下の事項にご留意ください

◇終身医療保険 2018 健康還付特則付は、健康還付給付金をお支払いするため、健康還付特則を付加していない終身医療保険 2018 に比べ、月払保険料が高くなります。

◇健康還付給付金の支払額は、主契約の入院給付金等（※1）のお支払いがない場合、主契約の健康還付給付金支払基準日（※2）の前日までの払込保険料累計額と同額（既払込保険料相当額）となります。特約が付加されている場合、特約の保険料は含まれません。

◇健康還付給付金は、健康還付給付金支払基準日の前日までの主契約の払込保険料累計額および主契約の入院給付金等の合計額にもとづき計算します。主契約の入院給付金等の合計額が、その時までの主契約の払込保険料累計額を上回る場合、健康還付給付金はありません。

◇健康還付給付金受取後も、終身医療保険 2018 健康還付特則付および特約の保険期間・保険料払込期間に変更はありません。引き続き保険料の払込みが必要です。

※1 終身医療保険 2018 健康還付特則付の入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、骨髓ドナー給付金

※2 健康還付給付金支払年齢に到達する年単位の契約応当日

2 申込日から 20 日以内であれば、申込みの撤回等ができます（クーリング・オフ制度）

◇ご契約の申込日からその日を含めて 20 日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除することができます。郵便または当社ホームページ所定の通知フォームにより当社あてにご通知ください。

※お手続きの詳細については「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

3 健康状態・職業等についてありのままを告知してください（告知義務）

告知義務について

◇契約者や被保険者には健康状態・職業等について告知していただく義務（告知義務）があります。ご契約に

あたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等、当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。

◇生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーター等を含みます。)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知いただけない場合

◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日(※3)から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。責任開始日(※3)から2年を経過していても、保険金・給付金の支払事由が2年内に生じていた場合には、ご契約を解除することができます。

◇ご契約を解除した場合には、保険金・給付金の支払事由が生じていても、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。)

※3 認知症保険(払戻金なし)の場合は、保険期間の始期の属する日

傷病歴がある場合のご契約のお引受けについて

◇傷病歴等がある場合でも、その内容や保険種類によってはお引受けすることができます。告知内容等により、お引受けできないこともありますが、特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

◇また、当社では保険料は割増しされていますが、通常の保険よりも引受基準を緩和した保険商品を取り扱っています。

4 申込内容等を確認させていただくことがあります

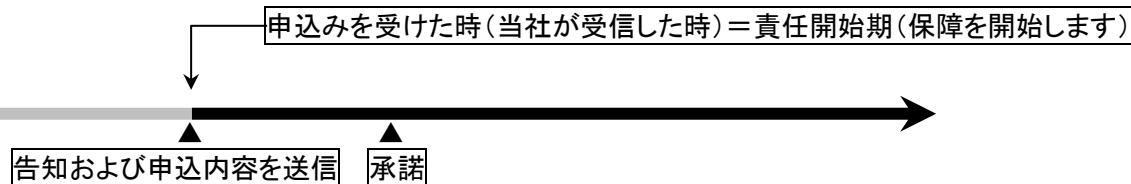
◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または保険金・給付金の請求の際に、申込内容、告知内容、保険金・給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

5 ご契約の責任開始について

◇当社がご契約の申込みを承諾した場合の保障の開始は次のとおりです。

終身医療保険 2018、終身医療保険 2018 健康還付特則付、女性疾病保険、終身がん治療保険(払戻金なし)、低解約払戻金型終身保険、1年定期保険の場合

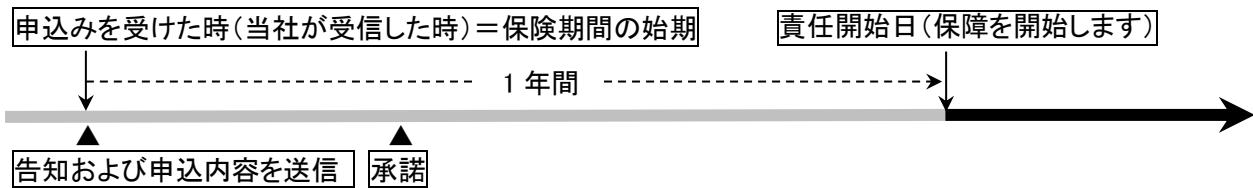
申込みを受けた時(契約者が入力した申込内容および告知を当社が受信した時)を責任開始期とし、責任開始期から保障を開始します。



認知症保険(払戻金なし)の場合

申込みを受けた時(契約者が入力した申込内容および告知を当社が受信した時)を保険期間の始期とし、保険期間の始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日(責任開始日)から保障を開始しま

す。



◇当社の生命保険募集人(募集代理店や当社の電話オペレーターを含みます。)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

◇申込の日の属する月の翌々々月の5日までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。

6 保険金・給付金のお支払いができない場合があります

◇次のような場合には、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

- ・支払事由に該当しない場合(例:責任開始期前に生じたケガや病気を原因とする入院・手術等、責任開始日から90日以内に診断確定された悪性新生物・上皮内新生物を原因とする場合、保険期間の始期の属する日から1年以内に診断確定された認知症の場合等)
- ・免責事由に該当している場合(例:契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失により支払事由に該当した場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合等)
- ・告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ・詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
- ・不法取得目的によるものとしてご契約が無効となつた場合
- ・保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合

◇保険金・給付金のお支払いができない場合等の詳細については「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

7 保険料は払込期月内に払込みください(ご契約の失効・復活)

◇第2回以後の保険料の払込期月は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。払込期月内に払込みがない場合に、払込猶予期間(払込期月の翌月1日から末日まで)を設けていますが、払込猶予期間内に保険料の払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から一定期間内であれば所定の手続きをとっていただきご契約を復活させることができます。当社が復活を承諾した場合、延滞保険料を受け取った時(※4)から、ご契約の責任開始となります。健康状態によっては復活できない場合もあります。

◇認知症保険(払戻金なし)を復活する場合で、延滞保険料を受け取った時(※4)が、責任開始日(※5)前のときは、責任開始日(※5)からご契約の責任開始となります。

※4 告知前に受け取った場合は告知の時

※5 保険期間の始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日

8 解約時の払戻金について

終身医療保険 2018、女性疾病保険、終身がん治療保険(払戻金なし)、認知症保険(払戻金なし)、1年定期保険の場合

- ◇保険契約を解約した場合の払戻金はありません。
- ◇終身医療保険 2018、女性疾病保険、終身がん治療保険(払戻金なし)、認知症保険(払戻金なし)およびこれらの保険種類に付加できる特約は、解約時に支払う払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。

終身医療保険 2018 健康還付特則付の場合

- ◇健康還付給付金支払基準日前に解約する場合に限り、解約払戻金があります。健康還付給付金支払基準日以後は、解約払戻金はありません。
- ◇解約払戻金は、性別・契約年齢・保険料の払込年月数および健康還付給付金支払基準日の前日までの主契約の入院給付金等の合計額により計算します。ご契約後短期間で解約された場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、主契約の入院給付金等の合計額によっては、解約払戻金がまったくない場合もあります。
- ◇健康還付給付金支払基準日の前日までに減額した場合は、減額部分について、解約払戻金がある場合には解約払戻金をお支払いします。健康還付給付金支払基準日以後に減額する場合は、解約払戻金はありません。
- ◇この保険に特約が付加されている場合、特約には保険期間を通じて解約払戻金はありません。

低解約払戻金型終身保険の場合

- ◇低解約払戻金型終身保険は解約払戻金を低く設定しており、解約払戻金額は、解約払戻金を低く設定しない場合の 70%となります。
- ◇解約払戻金は契約年齢、性別、保険料払込年月数により計算します。解約払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となり、特に短期間で解約した場合は、まったくないか、あってもごくわずかです。

9 現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たなご契約の申込みをする場合、契約者にとって不利益となる事項があります

- ◇現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たな保険契約の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。
 - ・多くの場合、解約、減額をしたときの払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約したときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
 - ・新たな保険契約の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお受けができなかつたり、その告知をしなかつたために新たな保険契約が解除されることや、詐欺による取消しとなることがあります。
 - ・新たな保険契約については、入院や手術の原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合、責任開始日から 3 年以内の自殺の場合等には、保険金・給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- ◇保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- ◇当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

11 保険金・給付金等をもれなく請求いただくために

保険金・給付金の支払事由等が生じた場合

- ◇保険金・給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- ◇ご契約されている保険種類によっては複数の保険金・給付金の支払事由に該当することがありますので、支払可能性があると思われる場合や不明な点がある場合等にもご連絡ください。
- ◇当社からの重要なご案内を確実に行えるよう、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◇保険金・給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、保険金・給付金をお支払いできない場合等の詳細は「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。

指定代理請求特約が付加されている場合

- ◇被保険者が受取人の場合で、被保険者が保険金・給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人(被保険者の配偶者、3 親等内の親族等、当社の定める範囲で指定いただきます。)が被保険者の代理人として、保険金・給付金を請求することができます。
- ◇代理請求に関しては、指定代理請求特約の約款規定が優先して適用されます。(女性疾病保険、1 年定期保険およびリビング・ニーズ特約の代理請求に関する約款規定は適用しません。)
- ◇万一の際に備え、指定代理請求人にご契約内容、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えください。

12 保険証券について

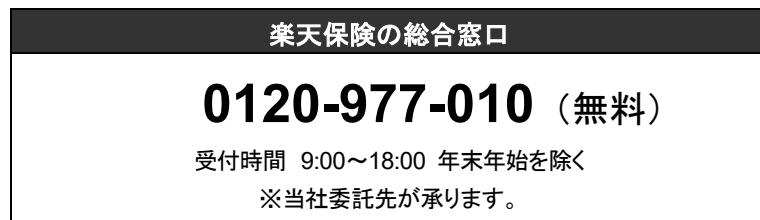
- ◇保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。ご契約の申込みを承諾した場合は、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイト(マイページ)でご確認いただけます。契約者様専用サイト(マイページ)で表示された内容が、申込内容と違っていないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

13 生命保険契約は共済契約と区分して管理しています

◇当社が締結した生命保険契約は、承継により保有した共済契約とは損益を区分して管理しています。それぞれの損益の状況について決算終了後に作成されるディスクロージャー資料でお知らせします。

14 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。



◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

楽天生命保険株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山

1-2021-072 (2022.4.2)